

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録

開会年月日	令和2年9月2日
開会時刻	午前10時51分
閉会時刻	午後1時56分
出席委員名	◎福井輝夫 ○辻 孝記 中村 功 上村和生
	藤原清史 宿 典泰 世古口新吾
	世古 明議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 事務局体制の強化・充実について
	2 議長任期について
	3 その他の事項について
	4 次回の会議について
説明者	中野議事係長、森田書記

## 会議の概要

福井会長が開会を宣告。その後、直ちに会議に入り、「事務局体制の強化・充実について」、「議長任期について」及び「その他の事項について」として「議員政治倫理条例の一部改正について」を議題とし、協議を行った。「議長任期について」は「1年のまま」とすることが確認され、企画調整部会及び全体会へ報告することが合わせて確認された。

その後、次回の会議についてを協議し、分科会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

## 協議の内容

### 1 事務局体制の強化・充実について

前回の会議で委員から要望のあった課題一覧が資料として配付されており、各項目について委員がどう考えているか確認したところ、主なものとして以下のとおり意見があり、協議の結果、①事務局職員の増員、②プロパー職員・再任用職員の採用、③法務専門職員の配置等については、議会として議会運営の中で議員から課題が出た際に改めて考えていくこととなった。⑤政務活動費管理の見直し、⑥会派視察時の切符手配等を議員サイドで行うについては、議員でできることは議員で行うこととし、できることについては今後整理していくことが確認された。

#### 【発言】

(事務局職員の増員、プロパー職員・再任用職員の採用、法務専門職員の配置等)

- ・中村委員「議会事務局職員の増員等については、今のままでよいというよりは、議会としてどういうことをやりたいからこういう職員が必要とかいうことを整理したほうがよい」「議会事務局職員は多いに越したことはないが、何がやりたいかによって何が足りないかということが先ではないか」
- ・宿委員「プロパー職員や専門職員の配置は、ここでやらなくても適時課題が出てきたときに議会側から当局へ投げかけることはいくらでもできる」「議会事務局職員の仕事というのは我々議員のサポートが大きい、議会事務局体制が充実するということは、常任委員会等の議論が深まって当局にとってもよい状況になる」「議会事務局は職員の経験の場となる。当局と人事交流を行ってはどうか。その職員は2年したら異動することを前提に管理職になる前に議会事務局職員を経験するのはどうか」
- ・世古口委員「専門的な職員を配置することは財政的なことが関係してくる。問題が出てきたときには、県議会事務局の指導を仰ぐことや、全国市議会議長会の指導を上げばよい」
- ・上村委員「法務専門的職員の配置について、本来なら常時配置が望ましいが、当局に聞く体制をつくっていくべき」
- ・藤原委員「法務専門的職員については常勤というよりも、必要に応じて考えていくべき」
- ・世古議長「議員の活動、また議会運営について、どのような体制が望ましいのかを議論して、その中で事務局体制の強化をどうしていくかを協議しては」

(政務活動費管理の見直し、会派視察時の切符手配等を議員サイドで行う)

- ・辻副会長「本来であれば議員で管理していくことになっていたが、いろいろな問題が出てくる可能性があり、各派代表者会議で議論される中で議会事務局で管理するほうが望ましいということもあり、現在のやり方になっている」「ホテルであったり、切符の購入は我々でもできるが、旅費に関しては議会事務局にお願いしたい」
- ・藤原委員「議会事務局に間に入ってもらって管理するほうがよい。視察へ行くには相手との交渉もある。政務活動費の使い道についてもアドバイスをしてもらえ
- る」
- ・世古口委員「視察の件でも議会事務局へは負担をかけるが、情報も取ってもらえるので、今のままでよい」
- ・中村委員「政務活動費は議会事務局がチェック機能を果たしているので、今のままでよいが、議会事務局の負担を減らす意味でも議員サイドができることは(切符の手配や切符を買いに行く程度は)議員が努力すべき」
- ・宿委員「全体的な行程は議会事務局へお願いしなければいけないが、切符の手配等が負担になるのであれば、会派として旅行会社に依頼すればよい」

## 2 議長任期について

会長から「議長任期について」県内の状況について説明があり、各委員に意見を求めたところ、全委員が「1年のまま」とすることで意見が一致したため、本分科会の結論として「1年」とすることが確認された。

また、本件については企画調整部会及び全体会に報告することが合わせて確認された。

## 3 その他の事項について

### (1) 議員政治倫理条例の一部改正について

前回の会議で確認された条例改正案を総務課の法制執務担当にチェックを依頼したところ、いくつか指摘があったため、条例改正案を修正したことが事務局から説明された。その後、委員からの発言を求めたところ、藤原委員から「(条例が制定された後に)議員の家族が市と契約がある企業の関係者と結婚することになった場合、問題が発生するのでは」との意見に加え、藤原委員から資料の提出があり、「(追加資料に)兼業(請負)禁止要件の緩和が記載されている。議員のなり手不足という面にも影響が出てくるのかもしれない。条例改正案をもう少し議論すべきでは」との意見があった。宿委員から「条例改正案は前回の会議で全会一致で決まっている。法制的に修正しただけで、議員である以上は入札参加には自制を求められるというのは当たり前の姿勢で、本条文が今までないのが不思議な話。結婚などの問題が出てくるのであれば、そのときに改正すればよい」との意見があり、会長から条例改正案の修正があったこと、全国的な流れがあるので、会派へ持ち帰って再度協議の場を持ちたいと提案したところ、一部異論があったが、協議の結果、本件については会派へ持ち帰り、次回改めて協議することが確認された。

【発言】

- ・世古口委員「(条例改正案が) 変わってきている。難しい話であるので、再度時間をもらい、この問題については慎重に取り組んでいきたい」
- ・中村委員「条例改正案が変わったことについては、会派で確認を取りたい。今日のところは持ち帰りたい」
- ・世古議長「内容が変わっているわけではない。会派に持ち帰るのであれば、委員の皆さんが理由を納得した上で決めて進めてほしい」「議員政治倫理条例についての話をしている。兼業の問題は一緒くたにしてしまうと話がややこしくなる。兼業やなり手不足については別の機会に話をすべきでは」
- ・上村委員「条例改正を持ち帰って修正するわけではなく、確認するのであれば分かる。それをもって次の会議をいつするのか。なるべく早く次の会議をするべき」
- ・辻副会長「(追加資料を確認したが) 条例改正案と逆のことが書いてある。兼業(請負) 禁止要件の緩和について、今になって問題が起こってきている。これから先を考えたときに今必要なのかどうかということも含めて会派に持ち帰りたい」

#### 4 次回の会議について

【開催日時】令和2年10月21日(水) 午前10時

【協議内容】事務局体制の強化・充実について、議員政治倫理条例の一部改正について

上記署名する。

令和2年9月2日

会 長